別表第十三号第１　アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［新設］

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ （この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。） （必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　はじめたいので　申請します。

（電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

記

１　申請者（注２）

住　所	〒（　　―　　）
	国籍（外国人のみ記載）〔　　〕
氏　名	フリガナ

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注３）

電波法又は放送法に基づく処分歴等（同条第３項）	□有　□無

３　免許に関する事項（注４）

①　無線局の種別及び局数	アマチュア局　１局
②　希望する免許の有効期間	□５年 □　　年　　月　　日まで（５年未満の希望する日）
③　備考	

４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注５）

①　電波利用料の前納の申出の有無	□有　□無（毎年納付）
②　電波利用料の前納に係る期間	□無線局の免許の有効期間まで前納します（５年分納付）。 □３年（４年分納付）　□２年（３年分納付） □１年（２年分納付）